

平成30年第2回宮崎市議会（5月臨時会）

提出案件一覧

1 件数

議案	4件
報告	3件
合計	7件

2 内訳

（1）議案（4件）

① 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認（4件）

⇒ 議案第76号～第79号

（2）報告（3件）

① 専決処分の報告（3件）

⇒ 報告第9号～第11号

- ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（3件）

3 議案の概要

議案第76号～議案第79号 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認について

議案第76号 「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分について 【介護保険課】

◇概要

介護保険法施行規則等の一部改正（平成30年3月22日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 看護小規模多機能型居宅介護の申請者の範囲の拡大（第4条）

看護小規模多機能型居宅介護の申請者の範囲を拡大するため、申請者の要件を「法人」から「法人又は病床を有する診療所を開設している者」に変更する。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第77号 「宮崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の専決処分について

【介護保険課】

◇概要

介護保険法施行規則の一部改正（平成30年3月22日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 経過措置の改正（附則第2項）

主任介護支援専門員更新研修の受講に係る経過措置について、受講要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは主任介護支援専門員とみなすものとする。

◇施行期日

平成30年4月1日

◇概要

地方税法の一部改正（平成30年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置に係る申告規定の追加（附則第10条の3）

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置（改修工事が完了した翌年度分から2年度分に限り、固定資産税及び都市計画税の3分の1を減額する措置）が創設されたため、その申告に当たって必要となる書類について定める。

2 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長（附則第11条～第13条、第19条～第20条）

土地に係る現行の負担調整措置の仕組みを、平成30年度から平成32年度までの3年間継続する。

◇施行期日

平成30年4月1日（経過措置の規定あり）

◇概要

地方税法施行令の一部改正（平成30年3月31日公布・同年4月1日施行）等に伴い、「宮崎市国民健康保険税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 課税額（第2条）

- (1) 平成30年度から国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、課税額に係る定義を変更する。
- (2) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行54万円）に引き上げる。

2 保険税軽減措置の対象の拡大（第23条）

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行う。

3 特例対象被保険者の申告に係る提示書類の省略（第24条の2）

マイナンバーによる情報連携で雇用保険受給資格を把握できる場合には、雇用保険受給資格証明書の提示を不要とする。

◇施行期日

平成30年4月1日（経過措置の規定あり）

4 報告の概要

報告第9号～報告第11号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

【報告第9号】	【保健医療課】
《事故の概要》	市の軽自動車と相手方の軽自動車が接触し、市の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成29年10月31日
《事故の場所》	宮崎市橘通西1丁目3番4号先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 101,700円（相手方が市に対して）
《過失の割合》	市10%、相手方90%
【報告第10号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	乙が駐車していた甲の小型自動車に、学校用務員が運転していた市のごみ収集車が接触し、甲及び乙に車両破損等の損害が生じた。
《事故発生日》	平成29年12月8日
《事故の場所》	宮崎市大字郡司分甲2226番地 宮崎市立国富小学校敷地内
《損害賠償額》	車両破損等の損害に係る賠償 車両修理費 188,000円（市が甲に対して） 代車料 37,000円（市が乙に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第11号】	【消防局 警防課】
《事故の概要》	相手方の小型自動車が消火栓の蓋の上を通過したところ、跳ね上がった消火栓の蓋が車体下部に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	平成29年12月9日
《事故の場所》	宮崎市吾妻町73番地7先道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 212,957円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%